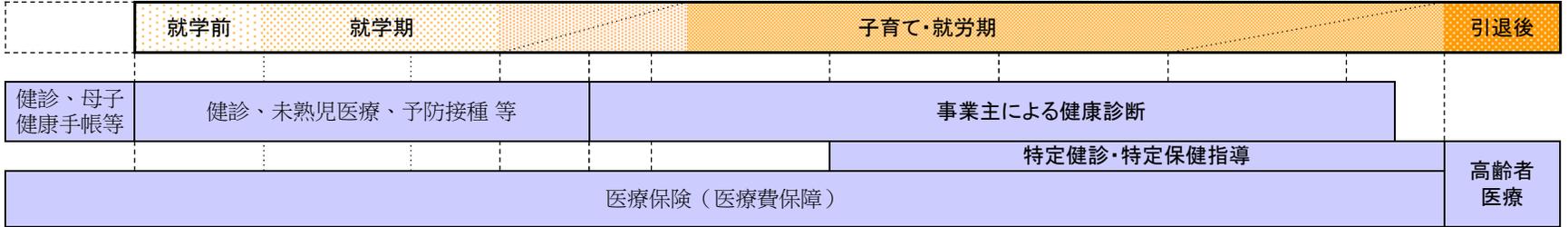


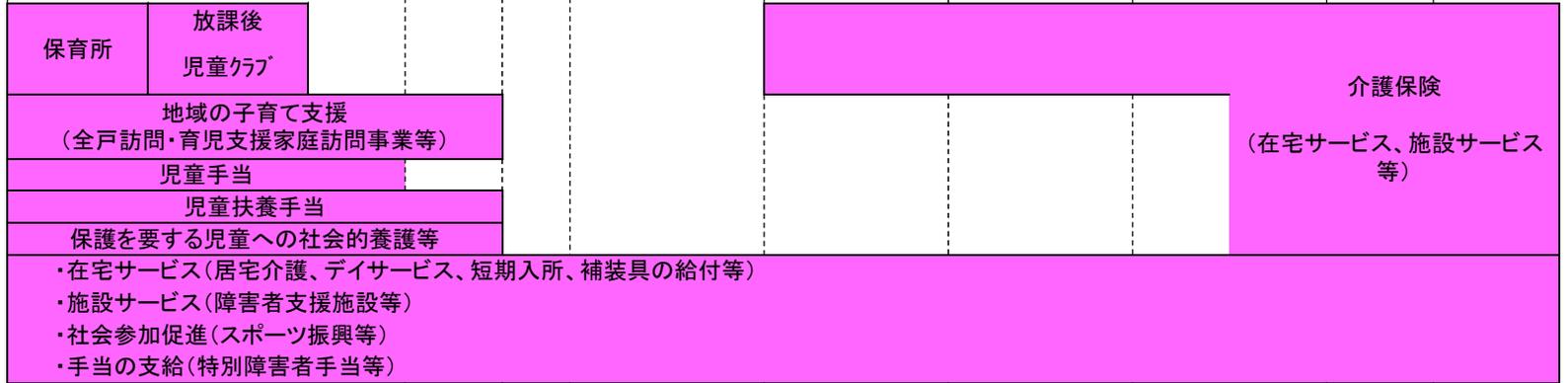
# 国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度

出生 6歳 12歳 15歳 18歳 20歳 40歳 50歳 60歳 70歳 75歳

【保健・医療】  
健康づくり  
健康診断  
疾病治療  
療養



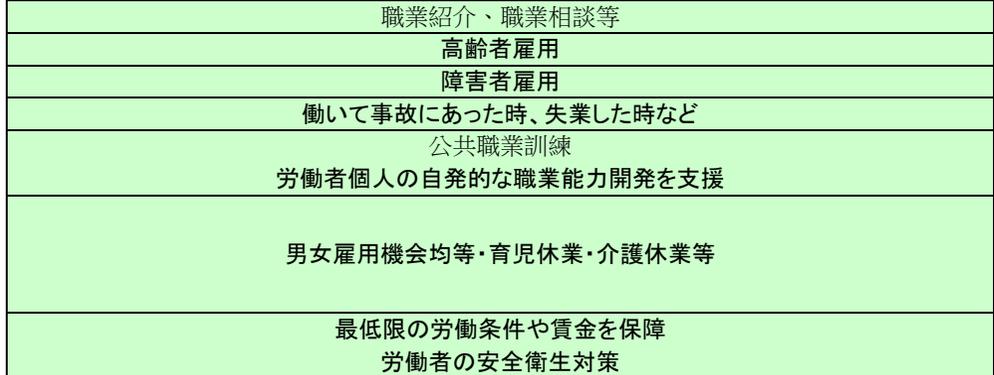
【社会福祉等】  
児童福祉  
母子・寡婦福祉  
  
障害（児）者福祉



【所得保障】  
年金制度  
生活保護



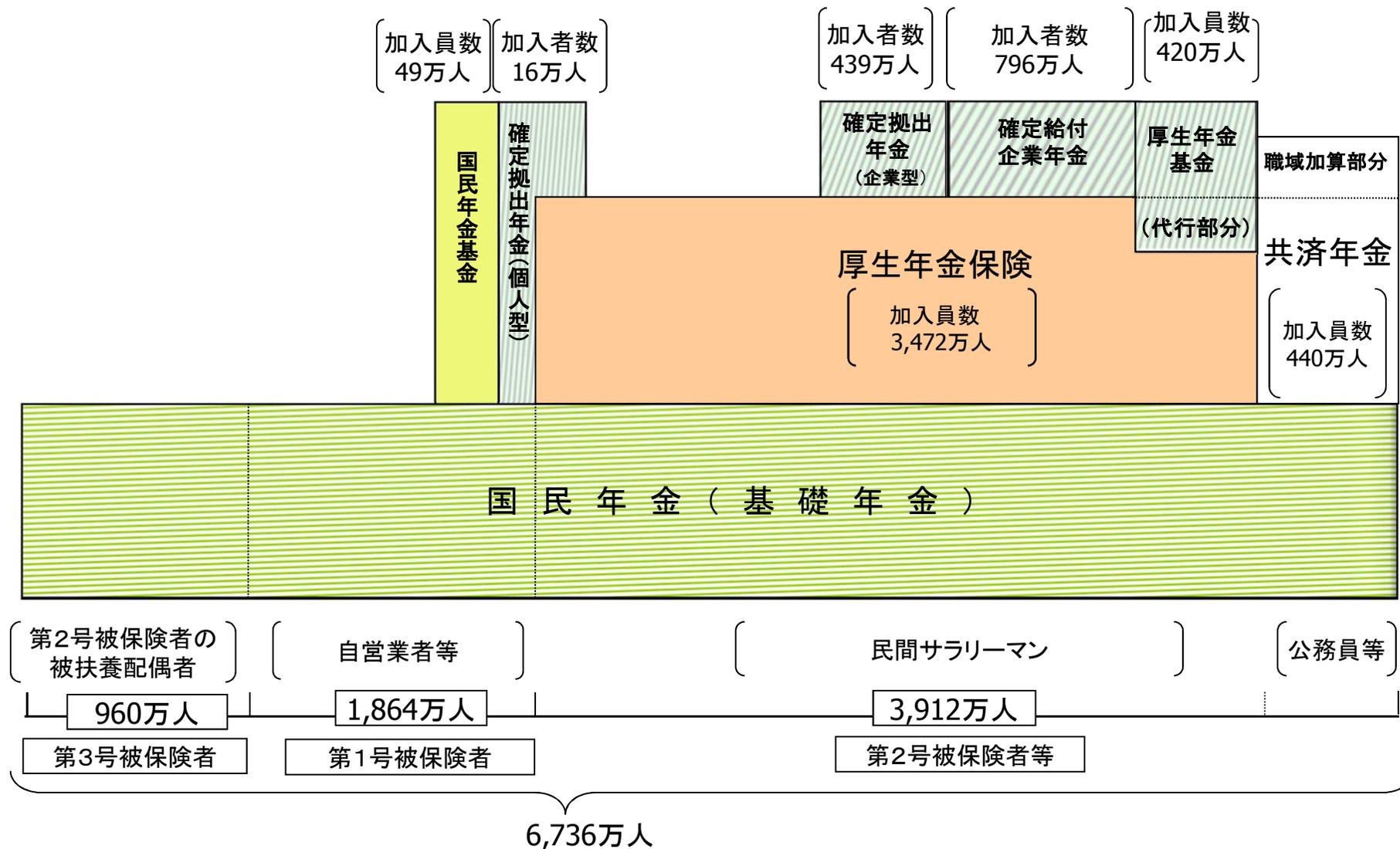
【雇用】  
労働力需給調整  
労災保険  
雇用保険  
  
職業能力開発  
  
男女雇用機会均等  
仕事と生活の両立支援  
  
労働条件



# 年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成25年3月末)



# 我が国の医療提供体制の概要

- ・75歳以上  
1割負担  
(現役並み所得者は3割負担)
- ・70歳から74歳  
2割負担※  
(現役並み所得者は3割負担)
- ・義務教育就学後から69歳  
3割負担
- ・義務教育就学前  
2割負担

※平成20年4月から、1割に据え置く

患者(被保険者)

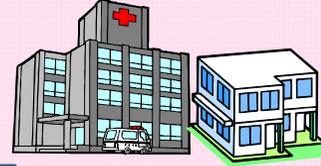


患者負担4.8兆円

②受診・窓口負担



③診療



## 【医療提供体制】

病院数: 8,565  
(病床数: 1,578,254)

診療所数: 100,152  
(病床数: 125,599)

歯科診療所数: 68,474

薬局数: 54,780

※数字は、平成22年10月1日時点

(出典:平成24年医療施設調査)

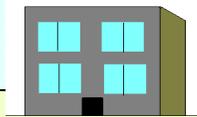
※薬局は、平成23年3月31日時点

(出典:平成23年度衛生行政報告例)

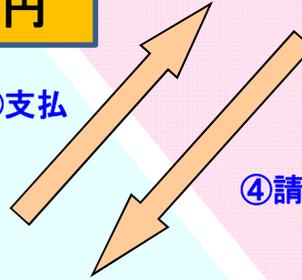
保険料18.1兆円

①保険料

保険者



⑤支払



④請求

## 【医療保険制度】

行政機関



国

都道府県

市町村

公費負担



公費負担



各保険者

支援金



(主な制度名)	(保険者数)	(加入者数)
国民健康保険	1,881	約3,800万人
全国健康保険協会 管掌健康保険 (旧政管健保)	1	約3,500万人
組管管掌健康保険	1,443	約3,000万人
共済組合	85	約900万人

※保険者数及び加入者数は平成24年3月末時点(速報値)(ただし、共済組合は平成23年3月末時点)

後期高齢者医療制度 47 約1,400万人

※加入者数は平成24年3月末時点(速報値)



医師 303,268人  
歯科医師 102,551人  
薬剤師 280,052人  
看護職員※ 1,537,813人

※医師・歯科医師・薬剤師数は平成24年12月31日時点

(平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査)

※看護職員は平成24年における

厚生労働省医政局看護課集計

※看護職員:保健師、助産師、看護師、准看護師

# 【医療保険制度の体系】

## 後期高齢者医療制度

約14兆円

- ・75歳以上
- ・約1,500万人
- ・保険者数: 47(広域連合)

前期高齢者財政調整制度(約1,400万人) 約6兆円(再掲)

退職者医療(経過措置)

サラリーマンOB  
・約200万人

### 国民健康保険

(市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、非正規雇用者等
- ・約3,800万人
- ・保険者数: 約1,900

約10兆円

### 協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,500万人
- ・保険者数: 1

約5兆円

### 健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約3,000万人
- ・保険者数: 約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

### 共済組合

- ・公務員
- ・約900万人
- ・保険者数: 85

※1 加入者数・保険者数は、平成24年3月末の数値(速報値)

※2 金額は平成25年度予算ベースの給付費

# 介護保険制度の仕組み

市町村（保険者）

**サービス事業者**

- 在宅サービス
  - ・訪問介護
  - ・通所介護 等
- 地域密着型サービス
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・認知症対応型共同生活介護 等
- 施設サービス
  - ・老人福祉施設
  - ・老人保健施設 等

費用の9割分の支払い



請求

税金 50%	市町村 12.5%	都道府県 12.5% (※)	国 25% (※)
	※施設等給付の場合は、 国20%、都道府県17.5%		
保険料 50%	21%		29%
	人口比に基づき設定		

財政安定化基金

(平成24-26年度)

全国プール

1割負担

居住費・食費

サービス利用

保険料

個別市町村

国民健康保険・健康保険組合など

原則年金からの天引き

加入者（被保険者）

要介護認定

第1号被保険者 ・65歳以上の者 (2,978万人)	第2号被保険者 ・40歳から64歳までの者 (4,299万人)
----------------------------------	---------------------------------------

(注) 第1号被保険者の数は、「平成23年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成23年度末現在の数である。  
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成23年度内の月平均値である。